東プロ委第１号
令和５年２月１４日

東京プロジェクションマッピング実行委員会設置要綱

（設置目的）

第１条　東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等を目的に、建造物壁面等を活用したプロジェクションマッピング等を円滑に実施・運営するため、東京プロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）要綱、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること

（２）プロジェクションマッピング等の企画、広報、実施及び関連する契約に関すること

（３）予算の編成及び決算の承認に関すること

（４）プロジェクションマッピング等の実施に係る総括に関すること

（５）その他設置目的を達成するために必要な事項

（議決事項）

第３条　実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

（１）事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること

（２）予算の編成及び決算の承認に関すること

（３）賠償問題に関すること

（４）その他プロジェクションマッピング等の運営に関する事項

２　実行委員会は、地域の特性等を考慮した部会を設置することができ、部会の議決をもって実行委員会の議決とすることができる。

（委員）

第４条　委員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

（部会）

第５条　実行委員会は、部会を設置する場合、運営等について別に定めるものとする。

２　部会は、実行委員会委員をもって構成する。

（任期）
第６条　委員の任期は、実行委員会が解散する日までとする。
２　ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

（委員長・議決等）
第７条　委員長は、東京都産業労働局観光部長をもって充てる。
２　委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
３　実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
４　前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
５　議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
６　委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
７　委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
８　会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）
第８条　実行委員会に監事を置く。
２　監事は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。
３　監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
４　監事は、実行委員会の収入および支出の処理が完了した後、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（幹事会の設置）
第９条　実行委員会に幹事会を設置する。
２　幹事長は、東京都産業労働局観光部地域振興担当課長をもって充てる。
３　幹事会は、委員長の命を受け、委員会で決定した事項の実務や情報共有の場とする。
４　幹事会は、実行委員会委員またはその代理人の参加を認める。

（事務局の設置）
第 10 条　実行委員会の事務を処理するため、東京プロジェクションマッピング実行委

員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。
２　事務局員は、別表３に掲げる職にある者をもって構成する。
３　事務局長は、東京都産業労働局観光部地域振興担当課長をもって充てる。
４　事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）
第 11 条　実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（解散）
第 12 条　実行委員会は、プロジェクションマッピング等が終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

（規程等）
第 13 条　実行委員会における事務規程及び財務規程については、実行委員会において定めるものとする。

（その他）
第 14 条　本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則
この要綱は、令和５年２月１４日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和５年８月７日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和５年９月２２日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和５年１２月１１日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和６年３月２７日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和６年４月１日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和６年６月２０日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和６年１２月２０日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和７年３月２４日から施行する。

附則
この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。

【別表１】東京プロジェクションマッピング実行委員会委員

委員長	東京都産業労働局観光部長
委員	公益財団法人東京観光財団地域振興部長
	新宿区文化観光産業部文化観光課長
	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会技術担当理事
	一般社団法人新宿観光振興協会専務理事

【別表２】東京プロジェクションマッピング実行委員会　監事

監事	東京都産業労働局　総務部計理課長

【別表３】東京プロジェクションマッピング実行委員会　事務局

事務局長	東京都産業労働局観光部　地域振興担当課長
事務局	東京都産業労働局観光部振興課職員